

屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件

平成27年7月1日

消防局告示第1号

衣浦東部広域連合火災予防条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第25号）第61条の2第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件について次のとおり定める。

主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗以上の規模の催しであること。